

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	福利・給与室	1頁
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	福利・給与室	2頁
	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	19頁

お 知 ら せ

平成22年11月30日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第五十二号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「百分の二百十七・五」を「百分の百九十七・五」に改める。

附則に次の一項を加える。

(平成二十二年十一月の期末手当の額の特例)

6 平成二十二年十一月に支給する期末手当の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、一般職に属する県職員との権衡を考慮して、同項ただし書の規定により得た額の範囲内で教育委員会が定める額とする。

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の百九十二・五」を「百分の百八十七・五」に改め、同項第二号中「百分の百九十七・五」を「百分の二百二・五」に改める。

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(教育委員会関係抜粋)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重県条例第五十二号

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(略)

(職員の見学休業等に関する条例の一部改正)

- 7 職員の見学休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の六項を加える。

(略)

(公立学校職員給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される見学短時間勤務職員等に関する読替え)

- 7 見学短時間勤務職員等に対する公立学校職員給与条例附則第十二項第一号、第五号及び第六号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第五号及び第六号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。
- 8 任期付短時間勤務職員に対する公立学校職員給与条例附則第十二項第一号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。
- 9 公立学校職員給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十九条の規定の適用については、同条中「第二十八条」とあるのは、「附則第十四項」とする。

(略)

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第五十五号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第二十三条の三まで」の下に「及び附則第十二項第五号」を加え、同条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に改め、同条第四項中「死亡した日現在」の下に「。附則第十二項第五号において同じ。」を加える。

第二十四条第一項中「この条」の下に「及び附則第十二項第六号」を加え、同条第二項第一号中「次項」の下に「及び附則第十二項第六号」を加え、「百分の七十」を「百分の六十五」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の三十」に改める。

第二十五条の三第二項中「一万五千九百円」を「八千円」に改める。

附則第十二項を次のように改める。

(五十五歳を超える職員の給料月額等に関する特例措置)

- 12 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の

者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一・五を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第十四項及び第十五項において「最低号給に達しない場合」といふ。))にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第十四項において「給料月額減額基礎額」といふ。))
- 二 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- 三 くき地手当 当該特定職員の給料月額に対するくき地手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対するくき地手当の月額)
- 四 くき地手当に準ずる手当 当該特定職員の給料月額に対するくき地手当に準ずる手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対するくき地手当に準ずる手当の月額)
- 五 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第二十三条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- 六 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第二十四条第四項において準用する第二十三条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第十五項において「勤勉手当減額対象額」といふ。))に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十四条第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第四項において準用する第二十三条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第十五項において「勤勉手当減額基礎額」といふ。))に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十四条第二項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- 七 第三十条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第三十条第一項 前各号に定める額
 - ロ 第三十条第二項又は第三項 第一号、第二号及び第五号に定める額に百分の八十を乗じて得た額
- 八 第三十条第四項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - 一 第三十条第五項 第一号、第二号及び第五号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 九 第三十条第七項 第五号に定める額に百分の八十を乗じて得た額(同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

給 料 表	職 務 の 級
高等学校等教育職給料表	四 級
中学校・小学校教育職給料表	四 級
学校栄養職員給料表	五 級
行政職給料表	六 級

附則に次の三項を加える。

- 13 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減する額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。
- 14 附則第十二項の規定により給与が減せられて支給される職員についての第十八条から第二十条まで及び第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第二十八条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額に相当する額を減じた額とする。
- 一 第十八条から第二十条まで 給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから規則で定める数を減じたもので除して得た額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから規則で定める数を減じたもので除して得た額）
 - 二 第二十七条 給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）
- 15 附則第十二項の規定が適用される間、第二十四条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十二項の規定により給与が減せられて支給されるものの勤労手当減額対象額に百分の〇・九七五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤労手当減額基礎額に百分の六十五を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第9条関係）

高等学校等教育職給率表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	148,800	192,800	330,900	423,500
	2	150,300	194,500	333,200	425,400
	3	151,800	196,200	335,500	427,300
	4	153,300	197,900	337,800	429,200
	5	154,900	199,700	340,100	431,100
	6	156,800	201,400	342,400	433,000
	7	158,600	203,100	344,700	434,900
	8	160,400	204,800	347,000	436,800
	9	162,200	206,600	349,200	438,600
	10	164,300	208,500	351,400	440,400
	11	166,300	210,400	353,600	442,300
	12	168,300	212,300	355,800	444,200
	13	170,300	214,000	358,000	446,000
	14	172,500	216,000	360,100	447,900
	15	174,700	218,000	362,200	449,800
	16	176,900	220,000	364,300	451,700
	17	179,200	221,900	366,300	453,500
	18	181,800	224,600	368,300	455,400
	19	184,300	227,300	370,300	457,300
	20	186,800	230,000	372,300	459,200
	21	189,300	232,800	374,400	461,000

22	191,000	235,700	376,400	462,900
23	192,700	238,600	378,400	464,800
24	194,400	241,500	380,400	466,700
25	195,900	244,300	382,000	468,500
26	197,600	247,100	383,900	470,200
27	199,300	249,900	385,800	471,900
28	201,000	252,700	387,700	473,600
29	202,500	255,500	389,600	475,400
30	204,200	258,100	391,600	477,100
31	205,900	260,700	393,600	478,700
32	207,600	263,300	395,600	480,400
33	209,200	265,800	397,500	482,100
34	211,000	268,400	399,200	483,100
35	212,800	271,000	400,900	484,100
36	214,600	273,600	402,700	485,100
37	216,300	276,100	404,300	486,200
38	218,100	278,700	405,900	487,200
39	219,900	281,300	407,500	488,200
40	221,700	283,900	409,100	489,200
41	223,600	286,400	410,800	490,300
42	225,400	289,000	412,400	491,300
43	227,200	291,500	414,000	492,300
44	229,000	294,000	415,600	493,300
45	230,900	296,300	417,300	494,400
46	232,600	299,000	418,900	
47	234,300	301,700	420,500	
48	236,000	304,400	422,100	
49	237,600	306,900	423,800	
50	239,300	309,400	425,400	
51	241,000	311,900	427,000	
52	242,700	314,400	428,600	
53	244,200	316,800	430,300	
54	245,900	319,000	431,900	
55	247,600	321,200	433,500	
56	249,300	323,400	435,100	
57	250,800	325,700	436,800	
58	252,400	327,900	438,400	
59	254,000	330,100	439,900	
60	255,600	332,200	441,500	
61	257,200	334,400	443,200	
62	258,800	336,600	444,800	
63	260,400	338,800	446,400	
64	261,900	341,000	448,000	
65	263,400	343,200	449,700	

66	265,100	345,400	451,300
67	266,800	347,600	452,900
68	268,500	349,800	454,500
69	270,000	351,800	456,100
70	271,500	353,900	457,700
71	273,000	356,000	459,300
72	274,500	358,100	460,900
73	275,800	360,000	462,400
74	277,200	361,900	463,400
75	278,600	363,900	464,400
76	280,000	365,800	465,400
77	281,400	367,800	466,200
78	282,600	369,500	467,200
79	283,800	371,200	468,200
80	285,000	372,900	469,200
81	286,300	374,600	470,000
82	287,500	376,100	471,000
83	288,700	377,600	472,000
84	289,900	379,100	473,000
85	291,200	380,600	473,800
86	292,400	382,100	
87	293,600	383,600	
88	294,800	385,100	
89	296,000	386,500	
90	297,200	387,900	
91	298,400	389,300	
92	299,600	390,700	
93	300,400	392,200	
94	301,600	393,500	
95	302,800	394,800	
96	304,000	396,100	
97	305,000	397,500	
98	306,100	398,500	
99	307,200	399,600	
100	308,300	400,700	
101	309,200	401,800	
102	310,300	402,900	
103	311,400	404,000	
104	312,500	405,100	
105	313,400	406,000	
106	314,300	407,000	
107	315,200	408,000	
108	316,100	409,000	
109	317,100	409,900	

110	317,700	410,800
111	318,300	411,700
112	318,900	412,600
113	319,600	413,300
114	320,100	414,100
115	320,600	414,900
116	321,100	415,700
117	321,700	416,500
118	322,200	417,300
119	322,700	418,000
120	323,200	418,800
121	323,800	419,600
122	324,300	420,100
123	324,800	420,600
124	325,300	421,100
125	325,900	421,500
126	326,300	422,000
127	326,700	422,500
128	327,100	423,000
129	327,400	423,400
130	327,800	423,900
131	328,200	424,400
132	328,600	424,900
133	328,800	425,300
134	329,100	425,800
135	329,400	426,300
136	329,700	426,800
137	330,100	427,200
138	330,400	427,700
139	330,700	428,200
140	331,000	428,700
141	331,300	429,100
142	331,600	429,600
143	331,900	430,100
144	332,200	430,600
145	332,500	431,000
146	332,800	
147	333,100	
148	333,400	
149	333,600	
150	333,900	
151	334,200	
152	334,500	
153	334,700	

再任用職員		234,900	278,900	337,100	423,500
-------	--	---------	---------	---------	---------

備考(一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第9条関係)

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	285,900	413,100
	2	150,300	166,500	289,000	414,700
	3	151,800	168,600	292,100	416,300
	4	153,300	170,800	295,200	417,900
	5	154,900	172,800	297,900	419,600
	6	156,800	175,000	301,000	421,200
	7	158,600	177,200	304,100	422,800
	8	160,400	179,400	307,200	424,400
	9	162,200	181,700	310,200	425,900
	10	164,300	184,500	313,100	427,300
	11	166,300	187,200	316,000	428,700
	12	168,300	189,900	318,900	430,100
	13	170,300	192,800	321,700	431,500
	14	172,500	194,500	324,000	432,900
	15	174,700	196,200	326,300	434,300
	16	176,900	197,900	328,600	435,700
	17	179,200	199,700	330,900	437,000
	18	181,800	201,400	333,200	438,400
	19	184,300	203,100	335,500	439,700
	20	186,800	204,800	337,800	441,100
	21	189,300	206,600	340,100	442,400
	22	191,000	208,500	342,400	443,800
	23	192,700	210,400	344,700	445,200
	24	194,400	212,300	347,000	446,600
	25	195,900	214,000	349,200	447,900
	26	197,500	216,000	351,100	449,200
	27	199,100	218,000	353,000	450,500
	28	200,700	220,000	354,900	451,800
	29	202,400	221,900	356,800	453,100
	30	204,100	224,600	358,700	454,300
	31	205,800	227,300	360,600	455,500
	32	207,500	230,000	362,500	456,700
33	209,000	232,800	364,300	457,900	

34	210,700	235,700	366,100	458,800
35	212,400	238,600	367,900	459,700
36	214,100	241,500	369,700	460,600
37	215,700	244,300	371,600	461,500
38	217,400	247,100	373,200	462,400
39	219,100	249,900	374,800	463,300
40	220,800	252,700	376,400	464,200
41	222,600	255,500	377,800	465,100
42	224,400	258,100	379,300	466,000
43	226,200	260,700	380,800	466,900
44	228,000	263,300	382,300	467,800
45	229,900	265,800	383,900	468,700
46	231,600	268,400	385,500	
47	233,300	271,000	387,100	
48	235,000	273,600	388,700	
49	236,700	276,100	390,200	
50	238,400	278,700	391,700	
51	240,100	281,300	393,200	
52	241,800	283,900	394,700	
53	243,200	286,400	396,300	
54	244,900	289,000	397,700	
55	246,600	291,500	399,000	
56	248,300	294,000	400,300	
57	249,800	296,300	401,800	
58	251,300	299,000	403,200	
59	252,800	301,700	404,600	
60	254,300	304,400	406,000	
61	255,900	306,900	407,300	
62	257,400	309,400	408,700	
63	258,900	311,900	410,100	
64	260,300	314,400	411,500	
65	261,600	316,800	412,700	
66	263,200	319,000	413,900	
67	264,800	321,200	415,100	
68	266,400	323,400	416,300	
69	268,100	325,700	417,400	
70	269,600	327,900	418,600	
71	271,100	330,100	419,800	
72	272,600	332,200	421,000	
73	273,900	334,400	422,000	
74	275,200	336,600	422,800	
75	276,500	338,800	423,600	
76	277,800	341,000	424,400	
77	279,200	343,000	425,300	

78	280,400	344,900	426,100
79	281,600	346,800	426,900
80	282,800	348,700	427,700
81	284,100	350,500	428,500
82	285,300	352,300	429,200
83	286,500	354,100	429,900
84	287,700	355,900	430,600
85	288,800	357,500	431,300
86	289,800	359,200	432,000
87	290,800	360,900	432,700
88	291,800	362,500	433,400
89	292,900	364,200	434,100
90	293,800	365,500	434,800
91	294,700	366,900	435,500
92	295,600	368,300	436,200
93	296,100	369,800	436,700
94	296,900	371,100	437,400
95	297,700	372,400	438,100
96	298,500	373,700	438,800
97	299,400	375,100	439,300
98	300,200	376,200	440,000
99	301,000	377,300	440,700
100	301,800	378,400	441,400
101	302,700	379,600	441,900
102	303,200	380,700	
103	303,700	381,800	
104	304,200	382,900	
105	304,700	383,900	
106	305,100	384,900	
107	305,500	385,800	
108	305,900	386,800	
109	306,100	387,700	
110	306,500	388,700	
111	306,900	389,700	
112	307,300	390,700	
113	307,500	391,500	
114	307,800	392,400	
115	308,100	393,300	
116	308,400	394,200	
117	308,700	395,200	
118	309,000	396,000	
119	309,300	396,800	
120	309,600	397,600	
121	309,800	398,300	

	122	310,100	399,100		
	123	310,400	399,900		
	124	310,700	400,700		
	125	310,900	401,400		
	126		402,100		
	127		402,800		
	128		403,500		
	129		404,300		
	130		405,000		
	131		405,700		
	132		406,400		
	133		406,900		
	134		407,500		
	135		408,100		
	136		408,700		
	137		409,100		
	138		409,700		
	139		410,300		
	140		410,900		
	141		411,300		
	142		411,900		
	143		412,500		
	144		413,100		
	145		413,500		
	146		414,100		
	147		414,700		
	148		415,300		
	149		415,700		
	150		416,300		
	151		416,900		
	152		417,500		
	153		417,900		
	154		418,500		
	155		419,100		
	156		419,700		
	157		420,100		
再任用職員		226,000	275,500	330,200	413,200

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 (第9条関係)

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	280,000	329,000
	2	141,700	179,800	215,200	282,200	331,100
	3	143,100	181,400	216,800	284,400	333,300
	4	144,500	183,000	218,400	286,600	335,500
	5	145,700	184,500	220,000	288,800	337,700
	6	147,500	186,100	221,700	291,000	339,900
	7	149,200	187,700	223,400	293,200	342,100
	8	150,900	189,300	225,100	295,400	344,300
	9	152,600	190,900	226,800	297,500	346,300
	10	154,300	192,600	228,600	299,700	348,500
	11	156,000	194,300	230,400	301,900	350,700
	12	157,800	196,000	232,100	304,100	352,900
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	13	159,300	197,600	233,900	306,400	354,700
	14	161,200	199,200	235,500	308,500	356,700
	15	163,200	200,800	237,100	310,600	358,700
	16	165,100	202,400	238,700	312,700	360,700
	17	167,000	204,000	240,200	314,800	362,700
	18	168,900	205,700	241,800	316,900	364,800
	19	170,800	207,400	243,400	319,000	366,900
	20	172,700	209,100	245,000	321,100	369,000
	21	174,600	210,600	246,500	323,400	370,900
	22	176,100	212,200	248,100	325,400	373,000
	23	177,600	213,800	249,600	327,400	375,100
	24	179,100	215,400	251,100	329,400	377,200
	25	180,700	217,000	252,600	331,400	379,100
	26	182,200	218,600	254,300	333,400	381,000
	27	183,700	220,200	256,000	335,400	382,900
	28	185,200	221,800	257,700	337,400	384,800
	29	186,800	223,400	259,400	339,200	386,600
	30	188,100	225,100	261,200	341,000	388,400
	31	189,400	226,800	263,000	342,800	390,200
	32	190,700	228,500	264,800	344,600	392,000
33	192,100	230,200	266,400	346,400	393,600	
34	193,500	231,800	268,200	348,300	394,900	
35	194,900	233,400	270,000	350,200	396,200	
36	196,300	235,000	271,800	352,100	397,500	
37	197,500	236,600	273,500	353,900	398,600	
38	198,800	238,200	275,200	355,600	399,800	
39	200,100	239,800	276,900	357,300	400,900	
40	201,400	241,400	278,600	359,000	402,100	

41	202,600	242,900	280,300	360,600	403,200
42	203,800	244,400	282,000	361,900	404,000
43	205,000	245,900	283,700	363,200	404,800
44	206,200	247,400	285,400	364,500	405,600
45	207,500	248,800	287,100	365,800	406,200
46	208,600	250,400	288,800	367,000	406,900
47	209,700	252,000	290,500	368,200	407,600
48	210,800	253,600	292,200	369,400	408,300
49	211,900	255,200	293,700	370,600	409,100
50	212,900	256,600	295,300	371,600	409,800
51	213,900	258,000	296,900	372,600	410,500
52	214,900	259,400	298,500	373,600	411,200
53	215,800	260,700	299,900	374,400	411,900
54	216,800	262,100	301,400	375,300	412,600
55	217,800	263,500	302,900	376,200	413,300
56	218,800	264,900	304,400	377,100	414,000
57	219,700	266,100	305,900	377,900	414,600
58	220,600	267,400	307,200	378,700	415,300
59	221,500	268,700	308,500	379,500	416,000
60	222,400	270,000	309,900	380,300	416,700
61	223,400	271,100	311,100	380,900	417,200
62	224,400	272,400	312,400	381,600	417,800
63	225,400	273,700	313,700	382,300	418,500
64	226,500	275,000	315,000	383,000	419,200
65	227,200	276,200	316,400	383,600	419,700
66	228,100	277,300	317,200	384,300	
67	229,000	278,400	318,000	385,000	
68	229,900	279,500	318,800	385,700	
69	230,600	280,600	319,700	386,200	
70	231,300	281,700	320,500	386,800	
71	232,000	282,800	321,300	387,400	
72	232,700	283,900	322,100	388,000	
73	233,500	284,800	322,900	388,700	
74	234,300	285,500	323,500	389,300	
75	235,100	286,200	324,100	389,900	
76	235,900	287,000	324,700	390,500	
77	236,500	287,800	325,400	391,200	
78	237,100	288,400	325,900	391,800	
79	237,700	289,000	326,400	392,400	
80	238,300	289,600	326,900	393,000	
81	238,800	290,300	327,500	393,700	
82	239,200	290,800	328,000	394,300	
83	239,600	291,300	328,500	394,900	
84	240,000	291,800	329,000	395,500	

85	240,500	292,200	329,600	396,200	
86		292,500	330,000		
87		292,800	330,300		
88		293,100	330,700		
89		293,500	331,200		
90		293,800	331,600		
91		294,100	332,000		
92		294,400	332,400		
93		294,800	332,900		
94		295,100	333,200		
95		295,400	333,600		
96		295,700	334,000		
97		296,100	334,200		
98		296,400	334,600		
99		296,700	335,000		
100		297,000	335,400		
101		297,400	335,600		
102		297,700	336,000		
103		298,000	336,400		
104		298,300	336,800		
105		298,600	337,000		
106			337,400		
107			337,800		
108			338,200		
109			338,400		
110			338,800		
111			339,200		
112			339,600		
113			339,800		
再任用職員	187,500	214,300	246,700	286,700	328,600

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四（第9条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	262,100	289,500	320,900	366,600	413,400	467,200	532,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,200	291,800	323,200	369,200	415,900	470,300	535,600
	3	137,900	189,400	226,700	266,300	294,100	325,500	371,800	418,400	473,400	538,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,400	296,400	327,800	374,400	420,900	476,500	542,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,500	298,500	330,100	376,700	423,200	479,500	545,200
	6	141,200	194,600	232,100	272,600	300,800	332,200	379,200	425,600	482,600	547,700

	7	142,300	196,400	234,000	274,700	303,100	334,400	381,700	428,000	485,700	550,200
	8	143,400	198,200	235,800	276,800	305,400	336,600	384,200	430,400	488,800	552,700
	9	144,500	200,000	237,600	278,900	307,600	338,900	386,800	432,700	491,800	555,200
	10	145,900	201,800	239,500	281,000	309,900	341,100	389,500	435,000	494,900	557,100
	11	147,200	203,600	241,400	283,100	312,200	343,300	392,200	437,300	498,000	559,000
	12	148,500	205,400	243,300	285,200	314,500	345,500	394,900	439,500	501,100	560,900
	13	149,800	207,000	245,100	287,300	316,700	347,500	397,500	441,700	504,100	562,700
	14	151,300	208,900	247,000	289,400	318,900	349,600	399,800	443,700	506,500	564,200
	15	152,800	210,800	248,800	291,500	321,100	351,700	402,100	445,700	508,900	565,700
	16	154,400	212,700	250,600	293,600	323,300	353,800	404,500	447,700	511,300	567,200
	17	155,700	214,600	252,400	295,700	325,500	355,800	406,800	449,700	513,800	568,700
	18	157,200	216,500	254,400	297,800	327,600	357,800	408,900	451,500	515,300	569,900
	19	158,700	218,400	256,400	299,900	329,700	359,800	411,000	453,300	516,800	571,100
	20	160,200	220,300	258,400	302,000	331,700	361,800	413,100	455,100	518,300	572,300
	21	161,600	222,000	260,300	304,100	333,800	363,900	415,200	456,900	519,500	573,500
	22	164,300	223,900	262,200	306,200	335,900	365,800	417,200	458,400	521,000	
	23	166,900	225,800	264,100	308,300	338,000	367,800	419,200	459,900	522,500	
	24	169,500	227,700	266,000	310,400	340,100	369,800	421,200	461,400	524,000	
	25	172,200	229,400	268,000	312,400	341,800	371,900	423,300	462,900	525,300	
	26	173,900	231,200	269,900	314,500	343,800	373,900	424,900	464,300	526,500	
	27	175,600	233,000	271,800	316,600	345,800	375,900	426,500	465,700	527,700	
	28	177,300	234,800	273,700	318,700	347,800	377,900	428,100	467,100	528,900	
	29	178,800	236,300	275,600	320,700	349,700	379,900	429,800	468,300	530,100	
	30	180,600	237,800	277,500	322,800	351,600	381,800	431,100	469,100	531,000	
	31	182,400	239,300	279,400	324,900	353,500	383,700	432,400	469,900	531,900	
	32	184,200	240,800	281,300	327,000	355,400	385,500	433,700	470,700	532,800	
	33	185,800	242,300	283,000	328,700	357,300	387,300	435,000	471,500	533,600	
	34	187,300	243,800	284,900	330,800	359,100	389,000	436,300	472,300	534,500	
	35	188,800	245,300	286,800	332,900	360,900	390,700	437,600	473,100	535,400	
	36	190,300	246,900	288,700	334,900	362,700	392,400	438,800	473,900	536,300	
	37	191,600	248,200	290,400	336,800	364,600	394,100	440,100	474,700	537,200	
	38	192,900	249,800	292,200	338,800	366,000	395,300	441,000	475,500	538,100	
	39	194,200	251,400	294,000	340,800	367,500	396,500	441,900	476,300	539,000	
	40	195,500	253,000	295,800	342,800	369,000	397,700	442,800	477,100	539,900	
	41	196,900	254,400	297,700	344,700	370,500	398,800	443,600	477,900	540,800	
	42	198,200	255,800	299,400	346,600	371,700	400,000	444,400	478,600		
	43	199,500	257,200	301,100	348,500	372,900	401,200	445,200	479,400		
	44	200,800	258,600	302,800	350,400	374,100	402,400	446,000	480,200		
	45	202,000	259,900	304,500	352,300	375,100	403,400	446,800	481,000		
	46	203,300	261,300	306,200	353,900	376,000	404,100	447,600			
	47	204,600	262,700	307,900	355,500	376,900	404,800	448,400			
	48	205,900	264,100	309,600	357,100	377,800	405,500	449,200			
	49	207,100	265,400	310,900	358,800	378,800	406,300	449,800			
	50	208,200	266,700	312,500	360,000	379,600	407,000	450,600			

再
任
用
職
員
以
外
の
職
員

51	209,300	268,000	314,100	361,200	380,400	407,700	451,400
52	210,400	269,300	315,700	362,400	381,200	408,400	452,200
53	211,600	270,400	317,400	363,400	382,100	409,200	452,800
54	212,600	271,700	319,000	364,500	382,800	409,900	453,600
55	213,600	273,000	320,600	365,500	383,500	410,600	454,400
56	214,600	274,300	322,200	366,600	384,200	411,300	455,200
57	215,500	275,500	323,700	367,500	384,900	412,000	455,800
58	216,500	276,600	324,900	368,200	385,500	412,700	456,600
59	217,500	277,700	326,100	368,900	386,200	413,400	457,400
60	218,500	278,800	327,300	369,600	386,900	414,100	458,200
61	219,400	280,000	328,400	370,200	387,400	414,700	458,800
62	220,400	281,000	329,400	370,900	388,100	415,400	
63	221,400	282,000	330,400	371,600	388,800	416,100	
64	222,400	283,000	331,400	372,300	389,500	416,800	
65	223,200	283,800	332,300	372,800	390,000	417,300	
66	224,200	284,700	333,000	373,500	390,700	417,900	
67	225,200	285,600	333,800	374,200	391,400	418,600	
68	226,300	286,500	334,600	374,900	392,100	419,300	
69	227,100	287,500	335,500	375,400	392,600	419,800	
70	227,900	288,300	336,200	376,100	393,300	420,500	
71	228,700	289,100	336,900	376,800	394,000	421,200	
72	229,500	289,900	337,600	377,500	394,700	421,900	
73	230,300	290,700	338,100	378,000	395,200	422,400	
74	231,000	291,200	338,700	378,700	395,900	423,100	
75	231,700	291,700	339,300	379,400	396,600	423,800	
76	232,400	292,200	339,900	380,100	397,300	424,500	
77	233,200	292,600	340,300	380,600	397,700	425,000	
78	234,000	293,000	340,800	381,200	398,400		
79	234,800	293,400	341,300	381,800	399,100		
80	235,600	293,800	341,800	382,400	399,800		
81	236,300	294,100	342,300	383,100	400,300		
82	237,000	294,500	342,800	383,700	401,000		
83	237,700	294,900	343,300	384,300	401,700		
84	238,400	295,300	343,800	384,900	402,400		
85	239,200	295,600	344,300	385,500	402,900		
86	239,900	296,000	344,800	386,100			
87	240,600	296,400	345,300	386,700			
88	241,300	296,800	345,800	387,300			
89	242,100	297,100	346,200	388,000			
90	242,600	297,500	346,700	388,600			
91	243,100	297,900	347,200	389,200			
92	243,600	298,300	347,700	389,800			
93	243,900	298,500	348,000	390,500			
94		298,900	348,500				

95	299,300	349,000									
96	299,700	349,500									
97	299,900	349,800									
98	300,300	350,300									
99	300,700	350,800									
100	301,100	351,300									
101	301,300	351,600									
102	301,700	352,000									
103	302,100	352,400									
104	302,500	352,800									
105	302,700	353,300									
106	303,100	353,700									
107	303,500	354,100									
108	303,900	354,500									
109	304,100	355,000									
110	304,500	355,400									
111	304,900	355,800									
112	305,300	356,200									
113	305,500	356,700									
114	305,900										
115	306,300										
116	306,700										
117	306,900										
118	307,200										
119	307,500										
120	307,800										
121	308,200										
122	308,500										
123	308,800										
124	309,100										
125	309,500										
再任用職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,400	397,700	450,100	532,500	

備考 この表は、他の給与表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「(勤務時間条例第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づき週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)」を削る。

第二十三条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に改める。

第二十四条第二項第一号中「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十二・五」に改める。

附則第十五項中「百分の〇・九七五」を「百分の一・〇二五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「給料月額（規則で定める職員にあつては、給料月額に教職調整額を加えた額）」を「給料月額（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年三重県条例第五十五号）の施行の日において職員である者にあつては、当該給料月額（規則で定める職員にあつては、当該給料月額に切替日の前日において受けていた教職調整額を加えた額）に百分の九十九・六六を乗じて得た額とし、その額に円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」に「職員（」を「もの（」に改め、「相当する額」の下に「（給与条例附則第十二項の規定により給与が減じられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第一条中公立学校職員の給与に関する条例第二十五条の三第二項の改正規定は平成二十三年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

（任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

2 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号、以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。）第四条第三項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年三重県条例第五十三号）第五条の規定による改正後の任期付職員条例第三条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額との権衡を考慮して規則（三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則をいう。以下同じ。）で定める。

（平成二十二年十二月の期末手当の額の特例）

3 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第四項において「給与条例」という。）第二十三条第二項（同条第三項又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第五条の規定による改正後の任期付職員条例第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（職員の意見休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三十条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第十二項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第四条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規則で定める職員にあつては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの期間において職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（第一条の規定による給与条例附則第十二項の規定が施行されていたとした場合においても同項の適用を受けず、かつ公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号）附則第七項から第九項までの規定の適用を受けない職員に限る。）、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）別表第四の適用を受ける職員若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となつた者（平成二十二年四月一日に調整対象職員であつた者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その調整対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において調整対象職員が受けるべき給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与条例第十六条の二第二項に規定する規則で定める額を除く。）、くき地手当（給与条例第十七条の三の規定による手当を含む。）及び管理職手当の月額（知事及び副知事等の給与の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第二号）第七条の規定の適用を受ける職員の管理職手当の月額については、その規定による額）の合計額に百分の〇・三四を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（平成二十二年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、調整対象職員以外の職員であつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
高等学校等教育職給料表	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
中学校・小学校教育職給料表	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から四十四号給まで
学校栄養職員給料表	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
行政職給料表	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から二十四号給まで
	三級	一号給から八号給まで

- 二 平成二十二年六月一日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤奨手当の合計額に百分の〇・三四を乗じて得た額
- 4 平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものに関する前項の規定の適用については同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める額」とする。
 （平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え）
- 5 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する給与と条例附則第十二項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年三重県条例第五十五号）の施行の日」及び「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。
 （規則への委任）
- 6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
 （公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）
- 7 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。附則第二条第七項中「（次条から附則第五条までの規定を除く。）」を削る。
 附則第三条を次のように改める。
 （公立学校職員の給与に関する条例附則第十二項の規定により給与が減せられて支給される職員に関する読替え）
- 第三条 公立学校職員の給与に関する条例附則第十二項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する第十六条第三項の規定の適用については、同項中「第二十八条」とあるのは、「附則第十四項」とする。
 附則第四条及び第五条を削る。

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第五十六号

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

現業職員給料表

区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	133,100	174,100	219,300	279,500
	2	133,700	175,600	220,500	281,400
	3	134,300	177,100	221,700	283,300
	4	134,900	178,500	222,900	285,200
	5	135,600	180,000	224,200	287,100
	6	136,700	181,400	225,700	289,300
	7	137,900	182,800	227,200	291,500
	8	139,000	184,300	228,700	293,700
	9	140,100	185,800	230,200	295,700
	10	141,200	187,600	232,100	297,800
	11	142,300	189,400	234,000	299,900
	12	143,400	191,200	235,800	302,000
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	13	144,500	192,800	237,600	304,100
	14	145,900	194,600	239,500	306,200
	15	147,200	196,400	241,400	308,300
	16	148,500	198,200	243,300	310,400
	17	149,800	200,000	245,100	312,400
	18	151,300	201,800	247,000	314,500
	19	152,800	203,600	248,800	316,600
	20	154,400	205,400	250,600	318,700
	21	155,700	207,000	252,400	320,700
	22	157,200	208,900	254,400	322,800
	23	158,700	210,800	256,400	324,900
	24	160,200	212,700	258,400	327,000
	25	161,600	214,600	260,300	328,700
	26	164,300	216,500	262,200	330,800
	27	166,900	218,400	264,100	332,900
	28	169,500	220,300	266,000	334,900
	29	172,200	222,000	268,000	336,800
	30	173,900	223,900	269,900	338,800
	31	175,600	225,800	271,800	340,800
	32	177,300	227,700	273,700	342,800
33	178,800	229,400	275,600	344,700	
34	180,600	231,200	277,500	346,600	
35	182,400	233,000	279,400	348,500	
36	184,200	234,800	281,300	350,400	
37	185,800	236,300	283,000	352,300	
38	187,300	237,800	284,900	353,900	
39	188,800	239,300	286,800	355,500	
40	190,300	240,800	288,700	357,100	

41	191,600	242,300	290,400	358,800
42	192,900	243,800	292,200	360,000
43	194,200	245,300	294,000	361,200
44	195,500	246,900	295,800	362,400
45	196,900	248,200	297,700	363,400
46	198,200	249,800	299,400	364,500
47	199,500	251,400	301,100	365,500
48	200,800	253,000	302,800	366,600
49	202,000	254,400	304,500	367,500
50	203,300	255,300	306,200	368,200
51	204,600	256,200	307,900	368,900
52	205,900	257,100	309,600	369,600
53	207,100	257,800	310,900	370,200
54	208,200	259,000	312,500	370,900
55	209,300	260,200	314,100	371,600
56	210,400	261,400	315,700	372,300
57	211,600	262,700	317,400	372,800
58	212,600	263,900	319,000	373,500
59	213,600	265,100	320,600	374,200
60	214,600	266,300	322,200	374,900
61	215,500	267,400	323,700	375,400
62	216,400	268,600	324,900	376,100
63	217,300	269,800	326,100	376,800
64	218,200	271,000	327,300	377,500
65	219,000	272,000	328,400	378,000
66	220,300	273,100	330,700	378,700
67	221,600	274,200	333,000	379,400
68	222,900	275,300	335,300	380,100
69	224,000	276,400	337,600	380,600
70	225,200	277,500	339,900	381,200
71	226,400	278,600	342,200	381,800
72	227,600	279,700	344,500	382,400
73	228,800	280,600	346,800	383,100
74	230,000	281,500	347,900	383,700
75	231,200	282,400	349,000	384,300
76	232,400	283,300	350,100	384,900
77	233,600	284,200	351,300	385,500
78	234,800	285,000	352,300	386,100
79	236,000	285,800	353,300	386,700
80	237,200	286,600	354,300	387,300
81	238,400	287,500	355,300	388,000
82	239,400	288,300	356,200	388,600
83	240,400	289,100	357,100	389,200
84	241,400	289,900	358,000	389,800

85	242,500	290,700	358,900	390,500
86	243,500	291,300	359,800	391,000
87	244,500	291,900	360,700	391,600
88	245,500	292,500	361,600	392,200
89	246,500	292,900	362,500	392,900
90	247,400	293,500	363,400	393,500
91	248,300	294,100	364,300	394,100
92	249,200	294,700	365,200	394,700
93	250,200	295,100	365,900	395,400
94	251,000	295,700	366,800	396,000
95	251,800	296,300	367,700	396,600
96	252,600	296,900	368,600	397,200
97	253,400	297,300	369,300	397,800
98	254,000		370,200	398,400
99	254,600		371,100	399,000
100	255,200		372,000	399,600
101	255,600		372,700	400,300
102	256,100		373,600	400,900
103	256,600		374,400	401,500
104	257,100		375,300	402,100
105	257,700		376,000	402,700
106	258,200		376,900	403,200
107	258,700		377,800	403,800
108	259,200		378,700	404,400
109	259,600		379,400	405,100
110	259,900		380,300	405,700
111	260,200		381,200	406,300
112	260,500		382,100	406,900
113	260,900		382,800	407,600
114	261,300		383,600	
115	261,700		384,500	
116	262,100		385,400	
117	262,300		386,100	
118			386,700	
119			387,300	
120			387,900	
121			388,400	
122			389,000	
123			389,600	
124			390,200	
125			390,700	
126			391,300	
127			391,900	
128			392,500	

	129			393,000	
	130			393,600	
	131			394,200	
	132			394,800	
	133			395,300	
	134			395,800	
	135			396,400	
	136			397,000	
	137			397,500	
再任用職員		186,500	214,200	244,200	278,900

備考(一) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(二) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日が属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。（平成二十二年十二月の期末手当の額の特例）

2 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第三条の規定によりその例によることとされる公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年三重県条例第五十五号）附則第三項の規定の適用については、同項第一号中「次の表」とあるのは「県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年三重県条例第五十六号）附則別表」とする。

附則別表

給 料 表	職 務 の 級	号 給
現業職員給料表	一 級	一号給から六十号給まで
	二 級	一号給から三十二号給まで
	三 級	一号給から十二号給まで

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社